# 独立行政法人海技教育機構法第十四条第一項の規定による医療法施行令の規定の技術的読替え等に関する政令案 参照条文 目次

抄	○独立	○医療	法律	○独立	○独立行政	○医療は	
	<b>一行政</b>	法法		!立行政法人海技教育機構法(平成十一年法律第二百十四号)	行	法	
	以 法	法施行令	(平成)	<b>蚁</b> 法	以 法	昭	
•	法人航	令	(二十七年法律第四十八号)	人	法人航海	和	
•	加海	(昭	十七	海技	肌海	干	
•	訓	和	年	教	<b>111</b>	$\stackrel{\dot{=}}{=}$	
•	練所	$\overline{+}$	法律	育機	練所法	牛法	
:	法	=======================================	第	構	法	律	
•	第十	牛政	出十	法	宷	第一	
:	<ul><li>練所法第十四条第一</li></ul>	(昭和二十三年政令第三百二十六号)	八	平	(平成十一年法律第二	和二十三年法律第二百五号)	
•	余第	第二	亏	灰十	+	土号	
•		百	に	<u>-</u>	年	ٽ	
•	項の	$\overline{+}$	よる	牛法	法律	(抄)	
•	規	놋	改	律	第	2	
•	の規定によ	号	による改正後)	第一	云	•	
•	ょ	(L.I.	٥	草	一百十三号)		
•	る医療法施行令の規定の技術的読替え	抄)	(抄)	十四四	二号	•	
•	療		5	号	3	•	
•	法施	•	•		抄)	•	
•	行	•		(独立行政法人に係る改革を	5	•	
•	令の	•	•	立行	•	•	
•	規	•	•	政	•	•	
•	定の	•	•	法人	•	•	
•	技	•	•	に	•	•	
•	術的	•	•	係る	•	•	
•	読	•	•	改	•	•	
•	替う	•	•	革	•	•	
•	を等	•	•	を推	•	•	
•	に関	•	•	進せ	•	•	
•	声す	•	•	りる	•	•	
•	る政	•	•	ため	•	•	
•	中	•	•	(J)	•	•	
•	<b>⊕</b>	•	•	国	•	•	
•	中成	•	•	立交	•	•	
•	$\frac{1}{1}$	•	•	通坐	•		
•	年	•	•	関	•	•	
	等に関する政令(平成十二年政令第三百三十号)	•	•	推進するための国土交通省関係法律の整備に関する	•	•	
•	ア第	•	•	石律	•	•	
•	三	•	•	の敷	•	•	
•	브	•	•	<b>発</b> 備	•	•	
•	十旦	•	•	に見	•	•	
•	万	•	•	労す	•	•	
3	$\widehat{}$	2	1	る	1	1	

○医療法(昭和二十三年法律第二百五号)

第六条 国の開設する病院、 診療所及び助産所に関しては、 この法律の規定の適用について、 政令で特別の定をすることができる。

第七条の二 (略)

2 5 7

8 に定める場合は、通知)をしなければならない。その計画を変更しようとするときも、 診療所の病床数を増加させ、若しくは病床の種別を変更しようとするときは、 独立行政法人(独立行政法人通則法 病院を開設し、若しくはその開設した病院につき病床数を増加させ、若しくは病床の種別を変更し、 、いずたこうな考尼女な曽甲させ、皆しくは南末の腫引を変更し、又は診療所に病床を設け、若しくは(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)のうち政令で定めるもの あらかじめ、 同様とする。 その計画に関し、 厚生労働大臣に協議(政令で特

第三十条の二 この章に特に定めるものの外、 病院、 診療所及び助産所の開設及び管理に関して必要な事項は、 政令でこれを定める。

○独立行政法人航海訓練所法 (平成十一年法律第二百十三号)

(積立金の処分)

第十二条 航海訓練所は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係 後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、 ち国土交通大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画 る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のう 務の財源に充てることができる。 当該次の中期目標の期間における前条に規定する業 ( 同 項

3 残余の額を国庫に納付しなければならない。 航海訓練所は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除、国土交通大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。 してなお残余があるときは、 その

前三項に定めるもののほか、 納付金の納付の手続その 他積立金の処分に関し必要な事項は、 政令で定める。

,他の法令の適用の特例

第十四条 において、 医療法 これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。 (昭和二十三年法律第二百五号) 第六条及び同条に基づく政令の規定の適用については、 航海訓練所は、 国とみなす。 この 湯合

2

○独立行政法人海技教育機構法 (平成二十七年法律第四十八号) (平成十一年法律第二百十四号) による改正後) (抄) (独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備 に関する

!の法令の適用の特例

、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。第十四条 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第六条及び同条に基づく政令の規定の適用については、 機構は、 国とみなす。この場合において

### 2

# 第一条 国の開設する病院、診療所又は助産所に関して医療(法の適用に関する特例) (医療法施行令(昭和二十三年政令第三百二十六号)(抄)

診療所又は助産所に関して医療法(以下「法」という。)を適用するについては、次の表の上欄に掲げる法の規定中

の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ	それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。	する。
の二第一項、第十二条の三第	開設者	管理者
び第十二条の四第一項		
第十八条ただし書	ただし、病院又は診療所所在地の	ただし、病院又は診療所の管理者においてその必要がない
	都道府県知事の許可を受けた場合	と認めるときは、この限りでない。この場合においては、
	は、この限りでない。	当該病院又は診療所の管理者は、その病院又は診療所所在
		地の都道府県知事(診療所にあつては、その開設地が保健
		所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、
		当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長)にその
		旨を通知しなければならない。
第二十三条の二	その開設者	主務大臣
	その人員の増員を命じ、又は期間	その人員の増員を申し出、又は期間を定めて、その業務の
	を定めて、その業務の全部若しく	全部若しくは一部の停止を申し出る
	は一部の停止を命ずる	
第二十四条第一項	その開設者	主務大臣
	使用を制限し、若しくは禁止し、	使用の制限若しくは停止を申し出、又は期限を定めて、そ
	又は期限を定めて、修繕若しくは	の修繕若しくは改築を申し出る
	改築を命ずる	
第二十四条第二項	その開設者	主務大臣
	命ずる	申し出る
第二十五条第一項	開設者若しくは管理者	管理者
第二十五条第二項	開設者又は管理者	管理者
第二十五条第三項	開設者若しくは管理者	管理者

第二十五条第四項	開設者又は管理者	管理者
第二十八条	開設者	主務大臣
	命ずる	申し出る
第二十九条第三項第二号、第四項第二号及び	開設者	管理者
第五項第二号		

# (読替規定)

第四条の五 同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。 国の開設する病院、 診療所又は助産所に関してこの政令を適用するについては、 次の表の上欄に掲げるこの政令の規定中の字句で、

管理者	開設者又は管理者	
二項		
第一条の規定により読み替えて適用される第二十五条第	法第二十五条第二項	
管理者	開設者若しくは管理者	
第一項		
第一条の規定により読み替えて適用される法第二十五条	法第二十五条第一項	
	る処分	
三項(第三号に係る部分を除く。)の規定による申出	第一項から第三項までの規定によ	
の二、第二十四条第一項、第二十八条又は第二十九条第	一項、第二十八条又は第二十九条	
第一条の規定により読み替えて適用される法第二十三条	法第二十三条の二、第二十四条第	前条
管理者	開設者	第四条の三

(病院の開設等の計画に関して協議を行う独立行政法人等)

第四条の六 センター及び国立研究開発法人国立長寿医療研究センターとする。 ンター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、 独立行政法人労働者健康福祉機構、 法第七条の二第七項に規定する政令で定める独立行政法人は、 独立行政法人国立病院機構、 国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究セ 国立研究開発法人放射線医学総合研究所、 国立研究開発法人国立成育医療研究 独立行政法人航海訓練 所、

## 2 (略)

○独立行政法人航海訓練所法第十四条第一 項の規定による医療法施行令の規定の技術的読替え等に関する政令 (平成十二年政令第三百三十号) (

### 抄

(技術的読替え)

号)第一条の規定を適用する場合においては、同条の表の下欄中「主務大臣」とあるのは、「独立行政法人航海訓練所」と読み替えるものとす第一条(独立行政法人航海訓練所法第十四条第一項の規定により独立行政法人航海訓練所について医療法施行令(昭和二十三年政令第三百二十六

第二条 医療法施行令第四条の五の規定の適用については、独立行政法人航海訓練所は、国とみなす。(医療法施行令第四条の五の規定の適用の特例)